

令和 3 年香美市議会定例会

4 月臨時会議会議録

令和 3 年 4 月 2 3 日 開 議

令和 3 年 4 月 2 3 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 3 年 香 美 市 議 会 定 例 会

4 月 臨 時 会 議 会 議 録

令 和 3 年 4 月 2 3 日 金 曜 日

令和3年香美市議会定例会4月臨時会議会議録

招集年月日 令和3年4月23日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 4月23日金曜日（審議期間第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	舟谷千幸	13番	山崎龍太郎
4番	依光美代子	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	爲近初男
6番	森田雄介	16番	山本芳男
7番	久保和昭	17番	比与森光俊
8番	小松孝	18番	小松紀夫
9番	村田珠美	19番	甲藤邦廣
10番	島岡信彦	20番	利根健二

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	市民保険課長	植田佐智
副市長	今田博明	福祉事務所長	中山泰仁
総務課長	川田学	健康介護支援課参事	横山和彦
企画財政課長	佐竹教人	健康介護支援課長	宗石こずゑ
定住推進課長	中山繁美	建設課長	井上雅之
税務収納課長	明石清美	商工観光課長	石元幸司

【教育委員会部局】

なし

【消防部局】

なし

【その他の部局】

なし

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓幹生	議会事務局書記	横田恵子
議会事務局書記	大和正明		

市長提出議案の題目

議案第50号 令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）

- 議案第 51号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 52号 集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定について
同意第 4号 教育委員会教育長の任命について
同意第 5号 教育委員会委員の任命について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和3年香美市議会定例会4月臨時会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和3年4月23日(金) 午前9時30分開議

- 日程第1 審議期間の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 諸般の報告
1. 議長の報告
2. 市長の報告
(1) 行政の報告並びに提案理由の説明
(2) 専決処分事項の報告について
報告第 2号 令和元年度公共土木施設災害復旧事業30災第729号
泉谷川・泉谷川支川河川災害復旧工事に係る請負契約の
一部を変更する契約の締結について
報告第 3号 香美市税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第4 議案第 50号 令和3年度香美市一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第 51号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第 52号 集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定につ
いて
日程第7 同意第 4号 教育委員会教育長の任命について
日程第8 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

会議録署名議員

16番、山本芳男君、17番、比与森光俊君(審議期間第1日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時30分 開会 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和3年香美市議会定例会を再開し、4月臨時会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、審議期間の決定を議題といたします。

本件につきましては、本日の議会運営委員会で協議をいただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。今臨時会議の審議期間は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日1日と決定いたしました。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会議を通じまして、16番、山本芳男君、17番、比与森光俊君を指名いたします。両名はよろしく願いいたします。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第2号及び報告第3号のとおり報告がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりです。

行政の報告及び提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。行政報告並びに提案理由の説明を申し上げます。

4月20日火曜日、秦山公園を会場に東京2020オリンピックミニセレブレーションが、多くの市民の皆さんの御協力の下、盛会に開催されました。鏡野中学校2年生の山下さくら子さんが掲げるトーチに点火され、オリンピック聖火リレー第3区香美市を11名の聖火ランナーが希望への道をつなごうと元気に駆け抜けました。御参加いただきました皆様、沿道から応援いただきました皆様に心からお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、明日24日から開始します。ワクチン配分については、国において6月末までに全高齢者が2回接種できる量を供給する

としておりますので、市としましては、市民の皆さんが混乱なくスムーズに安心して接種が受けられるよう精いっぱい努めてまいります。

次に、本臨時会議に提出しました議案につきまして御説明申し上げます。

報告第2号、専決処分事項の報告については、令和元年度公共土木施設災害復旧事業30災第729号泉谷川・泉谷川支川河川災害復旧工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についてです。

報告第3号、専決処分事項の報告については、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第50号、令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）は、子育て世帯生活支援特別給付金に関する事業費等の補正を行うものでございます。

議案第51号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援に関する事務連絡があったことから、条例の一部を改正するものです。

議案第52号、集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定については、6月1日に完成予定となっております、集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものです。

同意第4号、教育委員会教育長の任命については、教育委員会教育長、時久恵子さんの任期が令和3年5月25日をもって満了するため、後任の教育委員会教育長を任命しようとするものです。

同意第5号、教育委員会委員の任命については、教育委員会委員である宮地憲一氏の任期が令和3年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

以上、報告2件、議案3件、同意2件でございます。なお、詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照ください。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君）　　これで行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第2号、令和元年度公共土木施設災害復旧事業30災第729号泉谷川・泉谷川支川河川災害復旧工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結についての質疑を行います。質疑はありますか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君）　　この現場が狭くて急峻な地形で、工法が変わるということですけれども、ちょっと具体的にどういうふうになるのか、工事はいつ終了するのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君）　　建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君）　　お答えいたします。

当工事箇所、災害復旧箇所につきましては、本川で28工区、支川で3工区の計31工区の工事となっております。復旧延長としましては、ダブっちゅうところがあります

が、兩岸含めると約600メートルとなっております。

その中で、本川に至っては河川勾配が10%、支川に至っては11%と急峻で、河川幅員も一番狭いところで1メートル、広いところでも2メートルとなっております。その中に大きい石、巨石と言いますが、1メートル内外の石が点々としておりまして、当初パイプ配管による仮設を計画していましたが、パイプが入らないところがあり、それを水替え等によるポンプ排水に変えております。

また、小運搬につきましても、河川勾配で約10%近いものがあるため、地形勾配でいきますと15%ぐらいの平均勾配、15%から20%あります。そこに山地の背後地が階段状の形の中で、当初5工区程度の小運搬を考えておりましたが、やはり既設の背後地の法面を壊したりが出てくるため、15工区程度の小運搬が増えております。

今現在、進捗率としましては約80%、現在のところ、雨とかがない限り、河川ですので工事が止まったりする場合もありますが、7月末の工事完了を計画しております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第3号、香美市税条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。質疑はありますか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） コロナ関係で減免を含めて延長されたということですが、財政的な措置がされるものがどれどれになるのかをお願いします。

○議長（利根健二君） 税務収納課長、明石清美さん。

○税務収納課長（明石清美君） お答えいたします。

今回の改正に関わるもので、コロナの関係で補填されるものについては、まず軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を延長するものと、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長については、全額国費の補填がございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、専決処分事項の報告に対する質疑を終了いたします。

日程第4、議案第50号、令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）から、日程第8、同意第5号、教育委員会委員の任命についてまで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたように、今臨時会議に提案された議案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したい

と思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会議に提案された議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第4、議案第50号、令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第50号、令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,414万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億4,414万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月23日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、主に子育て世帯生活支援特別給付金に関する事業費の補正を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予算事項別明細書10ページから12ページまでと、款項目節の内訳13ページから16ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 補足説明が終わりましたので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田です。15ページでお伺いします。

先ほどもありました、子育て世帯生活支援特別給付金ですけれども、予算額2,180万円と。これ同様に昨年度も2回支給されて、特に12月に支給されたときに予算書を振り返りましたら、必要額4,022万円となっておって、実際に補正が必要だったのは1,000万円であったけれども、総額で4,000万円だと。今回のやつは多分そこら辺を書いていなくて、ただ単に2,100万円で、ちょっと半分ぐらいかなというところですよ。

件数も確かに見ましたら、前回は、ちょっとたてりが違ってはいますが、世帯数と児童数も減っていると、世帯数とは書いてないですけど、世帯数から見たら児童数が

減っているんじゃないかなと思うんですけど、どういうたてりになっているのかをお聞かしてください。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

令和2年度一般会計補正予算（第11号）に計上いたしました、ひとり親世帯臨時特別給付金再支給分の算出過程で用いました世帯数と、本給付金の算出基礎との相違点につきまして御説明いたします。

ひとり親世帯給付金再支給分の補正予算資料では、児童扶養手当の受給者である基本給付の対象世帯数を490世帯としておりましたが、これは第1回目の支給対象見込数278世帯に再支給分212世帯を加えたものでございます。給付2回の全体事業費と予算現在額との差額を補正予算額として計上するために、このような算出過程を取ったものでございます。この結果、245世帯に2回の基本給付を行うという事業計画いたしました。

一方、今回の子育て世帯給付金の事業費は、対象児童の人数を算出単位としております。本給付金の支給額は1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円であったひとり親世帯給付金とは異なり、児童1人当たり一律5万円とされており、児童数を基礎としたものでございます。令和3年4月分の児童扶養手当受給者の児童を374人、転入を含む児童扶養手当の新規認定請求者の児童を12人、公的年金給付等受給者の児童を10人、家計急変者の児童を40人と推計しております。これを世帯数に換算いたしますと、それぞれ252世帯、6世帯、5世帯、20世帯の合計283世帯となります。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうすると、前回もらえた方も全員もらえますし、新たに転入された方、そして新たに家計急変があった方という形なので、前回もらえた方は基本的にはもらえるという形よろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 議員お見込みのとおりでございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以前のあれは母子家庭等対策総合支援事業費補助金でしたわね、今回議案細部説明書では、ひとり親・ふたり親ということだけど、そしたら、前回とは性格が違うということでもいいんですかね、たてりが。前は母子家庭等対策総合支援事業費補助金でこれに充てていると思うんですけど、今回は子育て世帯生活支援という形の意味合いを持っているんですが、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今回の給付につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するといった制度になっております。今回補正予算に計上いたしましたのは、ひとり親世帯分のみでございます。これ以外の低所得の子育て世帯に対しましては、別途支給を実施する方策を国において検討中でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そうしましたら、この所得基準というのは、2020年度の所得を基準に、4月に認定したものについて入るということでいいんでしょうか。入金するのはいつなんですか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今回の支給対象者でございますけれども、この対象者は次のいずれかに該当する方となります。まず、1番目ですが、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方。2番目としまして、公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方。3番目としまして、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。この3パターンの方を対象としております。

所得に関わってくるのは、2番、3番ということになってこようかと思っておりますけれども、この基準につきましては、先ほど申し上げましたとおり、児童扶養手当の支給制限限度額ということになります。この額につきましては、扶養する児童が1人であれば収入ベースで160万円、所得ベースで87万円となっております。

それから、支給開始でございますけれども、国の支給要領におきましては、児童扶養手当受給者に係る給付金の支給につきましては、可能な限り令和3年5月末までに支給するものとされておるところでございます。本市におきましても、このスケジュールの通り、3月、4月分の児童扶養手当支給日である5月11日を支給予定日として事務処理に取り組んでまいります。

これ以外の公的年金給付等受給者及び家計急変者に係る給付金の支給につきましては、支給対象者に対して速やかな申請を促した上で、可能な限り令和4年2月28日を申請期限とし、3月31日までに支給を終了させるとされております。本市におきましては、5月1日から申請受付を開始する予定でございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら、12月含めてやってきて、この前3月で減額補正した内容はひとり親家庭やったと。今回は子育て世帯生活支援で来ているから、ふたり親の場合でも本当は支給対象であるんだけど、今回はひとり親で絞ったという認識でいいんですか。今回もうたてりが、コロナに影響される子育て世帯生活支援ですので、両親であろうがひとり親であろうが支給対象であるという前提なんですか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほど少し触れましたが、ひとり親以外のふたり親も含めまして、この世帯に対する給付につきましては、国からの方策が示され次第、改めて補正予算を計上させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

14番、大岸真弓さん。

○14番（大岸真弓君） 関連で1点だけお聞きいたします。この議案細部説明書4ページを見ますと、今、質疑になっておりますところですが、補正が必要な理由のところ、消耗品等で封筒が1,000通、そして郵送料が1,000通となっておりますが、これは制度周知のために一度文書で通知を対象世帯にしてということですか。1,000通というのはどういう積算でしょうか。

○議長（利根健二君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

こちらに計上しております消耗品、封筒と、それに係ります郵送料1,000通につきましては、議員お見込みのとおり、この制度の周知用でございます。1,000通が下の児童数と乖離しておるといふ御指摘ではないかと思っておりますけれども、こちらは、児童扶養手当受給者の方につきましては、まず一斉にこちらから個別通知を送ることとしております。これは、この給付金自体が贈与契約に当たるものでございまして、市町村が支給対象者の方に周知を行わなければ成立しないといったたてりになっておることから、通知を行うことになっております。それ以外の方につきましては、申請をもって支給を行っていくということになりますけれども、その過程で決定通知書の送付等が必要になりますので、そういった通知書の分を含めましてこのような数字を上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 議案書15ページ、商工費の中の商工業振興費、職員手当等の時間外手当について少し伺いますが、現実、計上抜かりによって、もっと香美市

事業者応援補助金事業に係る時間外手当ということですが、この事業に対して時間外は
どういう取組をなされて、現状の取組と今後の見通しをちょっとお尋ねしておきます。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

このもつと香美市事業者応援補助金につきましては、4月13日から11月30日
までを受付期間として事業を開始していきます。その中で、交付申請時における事業内容、
収支予算の根拠資料、また添付資料の確認等に多大な時間が要するというのと、実績
報告時における収支実績額の根拠資料、添付資料の確認、あと交付額確定及び補助金振
込事務等々が時間がかかるということで、時間外手当を追加で今回計上させていただ
いております。やはり対象となる事業所からの相談等が、今回、対象を100件としてお
りますので、それに対して大分時間が取られるというふうに考えております。その点も
加味して、時間外手当を今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 取り組まれて、幾つか相談等もあっていると聞きますが、
聞くところによりますと、以前の事業者応援のやつは遡及できて、いろいろ空気清浄機
踏まえてできたということで、今回何か難しそうやというが利用者にとっての評判な
んです。確実な事務をされるということはもちろんのことでありましようけれども、そ
こでやっぱり事業者の要望についての的確に伝えていくと。あんまり期間を、まあ、前
回の事業者応援は結果報告なんかも、その目的が達成されたということでやったけど、今
回は何か複雑そうなという評判も聞きますが、そこら辺のことは、課のほうで精査され
てると思うんですが、やはり使いやすい制度、それからの得た制度にするために何か
お考えがあるのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

今回のもつと香美市事業者応援補助金につきましては、前回の応援補助金から内容が
変わったところは、以前は既に購入済みのマスクであるとか、あとパーティション、消
毒液とか、そういったものも遡及しての対象にしておりました。今回の補助金についま
しては、既にある程度どこの事業所についても、そういったものはもう既に対応はし
ていただいているので、コロナ禍における各事業所が今後の経営とかに向けてやってい
くに当たってのコロナ対策に対する支援と、あと経営を持続していくための事業展開にお
ける経費に対しての補助ということに重点を置いて、補助金を進めていきたいというふ
うに思っております。ただ、個々においてもやはり事業所ごとに内情が変わってくると
は思いますので、それぞれの相談内容について協議しながら対応はしていきたいと思
っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ある分攻めの姿勢を事業所に持ってもらうということは評価するところですが、ホームページの更新とか改訂とか、それからチラシ戦略とか、そういう部分でほかにもいろいろアイデアがあるときに、それがのるかのかのらんか、そういうところへ課として事業者に対するアドバイス等も必要になってくると思いますが、そこら辺は事業所の実態をどこまでつかんでるか。事業所がやりたいということを否定するものじゃないと思うけれども、それよりこれはどうですかとかいうふうな、提案型の考え方は課としてお持ちなのかどうか。いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

現時点ではまだそこまで具体的に、こういったことをするというふうな方針は決まっておりませんが、やはりもちろん商工会も含め、専門的に知識がある方のお知恵を頂いて、事業所にとってどういった方向が一番いいのかというのを共に協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 議案書15ページの衛生費に入っています予防費の13節の情報システム使用料で、議案細部説明書では5ページなんですけど、これまでの予約システムそのものをウェブサービスに変えるという中身、香美市は3月から取り組んでなかなか好評でして、市民からもすごく喜ばれています。他の自治体に比べて、電話で対応したところなんかはかなりトラブルもあって、今回、香美市の場合は、やったことによって速やかな予約ができたということで、すごく好評だったんですが、今後これをどう変えていくのか、その辺ちょっとひとつ説明いただきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

現在、高齢者向けの接種を進めておりまして、高齢者向けにつきましては、ちょっとウェブ予約などはやりにくいといいますか、なかなかなじみが薄いということで、今後、もっと若い世代に移っていくときに、電話予約等と併せてウェブ予約も導入していくということにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そうしたら、これまでのやり方そのものは、そのまま残していくという認識でいいんでしょうか。

- 議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 健康介護支援課参事（横山和彦君） 現在の高齢者対象の接種につきましては、既に希望調査を行って、五千数百人から希望という回答をいただいておりますので、その方々については、もうこちらから接種日時と会場を指定した形で御案内するようにしております。その辺は変わっておりません。
- 以上です。
- 議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。
- 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） 先ほど市長のほうから6月末までにワクチンが届くという話もあって、今日の高知新聞では、高知県からの371箱の要望に対して、107箱の割り振りがあるという発表があったんですが、香美市にはその中でどれぐらい届くか情報は入っているのでしょうか。
- 議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。
- 健康介護支援課参事（横山和彦君） 情報は入ってきますが、なかなかぎりぎりまで分からないというところがあります。既に予約といたしますか、要望しておいた数より少なかったりもしておりますので、ウェブ上といたしますか、V－S Y Sというシステム上で要望するようになっておまして、その回答までにも時間を要しており、分配される量がぎりぎりまで分からないといったところがあります。
- 以上です。
- 議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（利根健二君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 「なし」という声あり
- 議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから、議案第50号を採決いたします。
- 本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。
- （賛成者起立）
- 議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。
- 日程第5、議案第51号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はないようですので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この議案細部説明書6ページですが、令和3年度についても、これまでとほぼ同様の減免基準によりと説明がありますがけれども、これは当面ということでしょうか、それとも、令和4年3月31日までの期間というふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

現在、国から言われておりますのは令和3年度ということで、年度中はできると思っております。

○議長（利根健二君） ほかに。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 議案書1ページの本文5行目ですが、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改めるという表記がありますけれども、これは単に文言の表記を改める、同じ意味であるというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。

文言の訂正で、特に大きく住民の方に影響があるような改正ではございません。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第52号、集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（利根健二君） 補足説明はないようですので、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ボルダリングができる中身を造っているという話も聞いたんですが、6月からになっていますので、5月末までに完成するという状況なんですけど、その見通しと同時に、ほっと平山との関係を含めて、やっぱり連携はどうなってるのかな。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

今、工事のほうも順調にできておまして、5月中旬ぐらいまでには完成の見通しとなっております。連休にはちょっと間に合いませんけれど、6月1日から指定管理をお願いしたいと思っております。

あと、ほっと平山につきましては、宿泊とか、子供さんとかがたくさんまた、今コロナ禍でございますので少ないとは思いますが、夏休みとか休日を利用していらっしゃる方に対しては、ボルダリングのほうも利用していただきたいと思っております。また、地域住民や地域内の小学生などにも積極的に利用していただくように、周知啓発もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、同意第4号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） それでは、同意第4号を説明させていただきます。

同意第4号、教育委員会教育長の任命について

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町 1 9 3 番地 2

氏 名 白川景子

生年月日 昭和 2 8 年 2 月 2 5 日

令和 3 年 4 月 2 3 日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですので御覧ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申合せ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、同意第 4 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第 4 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 8、同意第 5 号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

まず、執行部に提案理由の補足説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） それでは、同意第 5 号を説明させていただきます。

同意第 5 号、教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町山田 2 3 3 番地 1

氏 名 宮地憲一

生年月日 昭和 2 3 年 9 月 2 0 日

令和 3 年 4 月 2 3 日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですので御覧ください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申合せ事項第 6 項第 2 号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、同意第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、今臨時会議に付された議案は全て議了いたしました。

以上をもちまして、4月臨時会議を終了し、令和3年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和3年香美市議会定例会

4月臨時会議会議録

卷末掲載文書

令和3年香美市議会定例会4月臨時会議
審議期間等の予定表

審議期間	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	4月23日（金）	本会議	<ul style="list-style-type: none">・ 審議期間の決定・ 会議録署名議員の指名・ 諸般の報告・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

令和3年香美市議会定例会4月臨時会議について、議会運営委員会で協議した結果は次のとおりです。

1 臨時会議の審議期間等について

- (1) 審議期間は本日1日とします。なお、会議の都合により審議期間の延長を必要とする場合は議長に一任します。
- (2) 会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議採決します。
- (3) 同意第4号、同意第5号は、人事案件であり香美市議会運営申し合わせ事項第6項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略して提案説明から採決まで行います。

令和3年香美市議会定例会4月臨時会議議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 50 号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	3. 4. 23
議案 第 51 号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	3. 4. 23
議案 第 52 号	集落活動センターひらやま別館の指定管理者の指定について	原案可決	3. 4. 23
同意 第 4 号	教育委員会教育長の任命について	原案同意	3. 4. 23
同意 第 5 号	教育委員会委員の任命について	原案同意	3. 4. 23